綾 部 市 公 報

番号第746号発行日令和6年8月1日発行所綾部市役所

目 次

〇告 示

・あやべ応援寄附金(ふるさと 納税)事業に係る指定納付受 託者の変更に関する告示

(企画政策課)・・・1

· 綾部市国民健康保険被保険者 証無効告示

(市民・国保課)・・・ 2

・綾部市ひとり親家庭高等学校 卒業程度認定試験合格支援事 業実施要綱の一部改正

(子育て支援課)・・・ 3

〇公 告

• 公示送達

(税務課)・・・8

• 公示送達

(税務課)・・・9

• 公示送達

(税務課)・・・10

・公共下水道管渠築造(6-2) 工事と水量水質安定的対策事 業の公共下水道関連配水管布 設替(6-2)工事公募型指 名競争入札について

(監理課)・・・11

・旧農業経営基盤強化促進法に 基づく農用地利用集積計画の 縦覧について

(農業委員会)・・・23

・西部地域消防防災拠点施設・ 地域振興センター整備工事(建 築本体工事)公募型指名競争 入札について

(監理課)・・・24

市道大野線法面整備工事条件

付一般競争入札について

(監理課)・・・35

・林道佛谷線復旧工事条件付一 般競争入札について

(監理課)・・・45

・小貝町配水管布設替工事条件 付一般競争入札(取り抜け方 式)について

(監理課)・・・56

・高津町配水管布設替工事条件 付一般競争入札(取り抜け方 式)について

(監理課)・・・66

・下八田町配水管布設替工事条件付一般競争入札(取り抜け方式)について

(監理課)・・・76

・放置自転車の処分について

(市民協働課)・・・86

• 公示送達

(税務課)・・・89

• 公示送達

(税務課)・・・90

• 公示送達

(税務課)・・・91

・綾部市営住宅の入居者募集公 告

(建築課)・・・92

・ 令和 6 年度綾部市功労者表彰 について

(秘書広報課)・・・109

○消防本部告示

・綾部市火災予防条例に基づく 指定催しについて

• • • 110

○教育委員会告示

· 令和 6 年度第 4 回 (7月) 綾 部市教育委員会会議招集告示

· · · 111

· 令和 6 年度第 5 回 (8 月臨時) 綾部市教育委員会会議招集告 示

• • • 112

綾部市告示第154号

あやべ応援寄附金(ふるさと納税)事業に係る指定納付受託者の指定告示(令和4年綾部市告示第90号)に変更があったため告示する。

令和6年7月17日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更理由

令和6年7月17日付で株式会社アイモバイルが本社を移転したため。

2 変更内容

指定納付受託者の名称及び所在地(令和6年7月17日以降)

名 称	所 在 地
京都クレジットサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町7
	3 1 番地
京銀カードサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町7
	3 1 番地
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目1番1号
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目 14番1号
	楽天クリムゾンハウス
株式会社 DG フィナンシャル	東京都渋谷区恵比寿南3-5-7
テクノロジー	デジタルゲートビル 10 階
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区渋谷三丁目 26番 20号
	関電不動産渋谷ビル8階

綾部市告示第155号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則(平成8年綾部市規則第15号)第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和6年7月19日

綾部市長 山 崎 善 也

証交付年月日	証記号・番号・枝番
令和6年4月1日	綾1210-62002・01

綾部市告示第156号

綾部市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱(平成28年綾部市告示第17号)の一部を次のように改正する。

令和6年8月1日

綾部市長 山 崎 善 也

第3条第1号を次のように改める。

(1)母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について(平成26年9月30日付 け雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく母子・ 父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。

様式第1号中

Γ

過去の	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用した											
受給の有無	ことが ある・ない											
申請者と生	(フリガナ)											
計を一にす	氏 名	生年月日	年	月	日							
る子の氏名	個人番号											
等	住所 (別居の場合)					を						
(注8参照)	申請者の地方税法上の扶養親族に該当	す	る・し	ない								
児童扶養手当	上記申請者は、児童扶養手当を受給して	ていることを	と証明する。									
の受給の証明	(担当者氏	:名)										
(備考) 受講	法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合はその旨を記載すること。											

Γ

過去の 過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用した 受給の有無 ことが ある・ない

(備考) 受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合はその旨を記載すること。

に、

Γ

- 8 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一に する子がいる場合に記載してください。
- (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
- (2)婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。((※) 民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。)
- 9 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名 します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。 (添付書類)
- 1 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本
- 2 申請者に係る児童扶養手当証書の写し(当該申請者が児童扶養手当受給者の場合)又は申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる所得証明書等の書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)
- 3 その他市長が必要と認める書類

同 意 書

綾部市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座の指定のため、私及び私の世帯の課税状況について、綾部市が確認することについて同意します。

Γ

(添付書類)

- 1 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本
- 2 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証す に る書類
- 3 その他市長が必要と認める書類

改める。

様式第3号(表面)中

4

Γ

所	要	費	用	入学料	円、受講料	円	合計額	円			
計	請者をマ	ーに	す	(フリガナ) 氏 名 個人番号			生年月日	年	月	П	
等	子の	ノ氏	名	住所(別居	の場合)						
(;	注6	参照))	申請者の地	方税法上の扶養親加	族に該当	する	5 · した	ない		を
				金融機関名		1	口座の種類	普通・当	座・そ	の他	
振	込	口	座	支店名		Ţ	口座番号				
				口座名義(フリガナ)						
児重	童扶	養手	当	上記申請者	は、児童扶養手当る	を受給し、	ていることを	証明する。			
O) P	受給	の証	明		(担当	者氏名)					
(1)	備考))									

Γ

所	要	費	用	入学料	円、受講料	F.	合計額	円	
				金融機関名			口座の種類	普通・当座・その他	
振	込	П	座	支店名			口座番号] [2
				口座名義(フリガナ)				
(1	備考)							

改め、同様式(裏面)を次のように改める。

(裏面)

(注意)

- 1 受講開始時給付金の支給申請期間は、受講開始日から起算して30日以内です。
- 2 受講修了時給付金の支給申請期間は、受講修了日から起算して30日以内です。
- 3 合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して40日 以内です。
- 4 合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講修了時給付金の算定基礎 となった入学料及び受講料を記入してください。
- 5 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去 に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。

(添付書類)

- 1 受講開始時給付金の場合
- (1) 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証 する書類
- (3)受講施設の長が、その施設の認定基準に基づいて、受講者の受講の開始を許可する 受講開始証明書
- (4) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書
- (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 受講修了時給付金の場合
- (1) 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証 する書類
- (3)受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書
- (4) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書
- (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 合格時給付金の場合
- (1)申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証 する書類
- (3) 文部科学省が発行する合格証書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

附 則

- 1 この告示は、令和6年8月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の綾部市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 実施要綱の規定は、令和6年8月1日以後の指定申請に係る給付金から適用し、同日前 の指定申請に係る給付金については、なお従前の例による。

公 告

綾部市公告第83号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき 者の申出があれば交付する。

令和6年7月5日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

公 告

綾部市公告第84号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき 者の申出があれば交付する。

令和6年7月5日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

公 告

綾部市公告第85号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき 者の申出があれば交付する。

令和6年7月5日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第86号

下水道整備事業の公共下水道管渠築造(6-2)工事と水量水質安定的対策事業の公共下水道関連配水管布設替(6-2)工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和6年7月8日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第506 48号
- (2) 工 事 名 公共下水道管渠築造(6-2) 工事 公共下水道関連配水管布設替(6-2) 工事
- (3) 工事場所 綾部市味方町(別添位置図参照)
- (4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴う下水管渠と水量水質安定的対策 事業に伴う配水管布設替を開削工法により整備するものです。工事 区間は幹線道路及び生活道路となっているため、歩行者・車両等の 通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 (管渠築造)

管渠工 VU200 L=426m 管渠工 VU150 L=185m 管渠工 VP75 L=122m マンホール設置工 N=24基 汚水桝及び取付管工 N=49箇所

(配水管布設替)

配水管布設工 DCIP(GX) ϕ 150 L=435m 配水管布設工 DCIP(GX) ϕ 75 L=19m 配水管布設工 HIVP ϕ 75 L=329m 給水戸数 N=47戸 消火栓設置工 N=2基 仮設配水管工 一式

(6)予定工期 令和6年8月 6日から 令和7年3月31日まで(238日間)

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事のA1等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3)建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 令和6年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が 900点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31 日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6)請負金額5,000万円以上(合併発注や特命随契との合計額でも可)の土木 工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の 元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリン ズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8)配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書
 - ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、 紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」(別記様式-1)とともに「公募 型指名競争入札参加申請書」(別記様式-2)2部を監理課へ持参により提出す ること。
- (2)技術資料及び資格者証等の写し
 - ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及 び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量 については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
 - 紙入札希望業者は、(1) の承諾願及び申請書とともに「技術資料」(別記様式―3)及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
 - ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、 資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添 付すること。(コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。)
 - ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予

定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2 (7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。

- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。
- 4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付
 - (1)設計図書の閲覧
 - ①期間 令和6年7月8日(月)午前9時から
 - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
 (https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
 ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は 事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は5,020円です。

- (2)入札参加申請書の受付
 - ①期間 令和6年7月11日(木)午前9時から午後6時まで 令和6年7月12日(金)午前9時から正午まで ただし、紙入札希望業者の提出で7月11日については午前9時から正 午までと午後1時から午後5時までとします。
 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加者への通知
 - (1)入札通知書及び非指名通知書については、令和6年7月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
 - (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答
 - ①期間 令和6年7月19日(金)から令和6年7月22日(月)正午まで
 - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
 - ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
 - ④回答 令和6年7月24日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システム に掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファッ クスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いませ ん。

7 入札期間及び開札の日時

(1)入札期間

①期間 令和6年7月29日(月)午前9時から午後6時まで 令和6年7月30日(火)午前9時から午後2時まで ただし、紙入札者の提出は7月29日の午前9時から正午までと午後 1時から午後5時までと、7月30日の午前9時から正午までと午後1 時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によるこ と。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年7月31日(水)午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低 の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

- (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3)入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できない と認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (7) 本案件は、下水管渠工事と配水管布設替工事を合併して発注するものですが、 契約については、2件に分けて契約するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約·指導検查担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1 綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E - mail kanri@city.ayabe.lg.jp

紙入札方式参加承諾願

1	工事	番号						
2	工事	4名						
3	場	所						
4	電子	入札シ	ステムで	の参加が	できない	理由		
	-							
記耳	里由に	より電	2子入札シ	ステムを	利用して		. 今回は当社 <i>l</i> できないため、	
			令和	年	月	日		
			Æ	主 所				
			丑	名 名				

綾 部 市 長 様

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所 商号又は名称 代表者氏名

ED

電話番号 FAX番号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓 約します。

記

工事番号

工事名

工事場所

添付書類 技術資料 (添付資料及び資格者証等を含む)

技 術 資 料

住 所

名 称

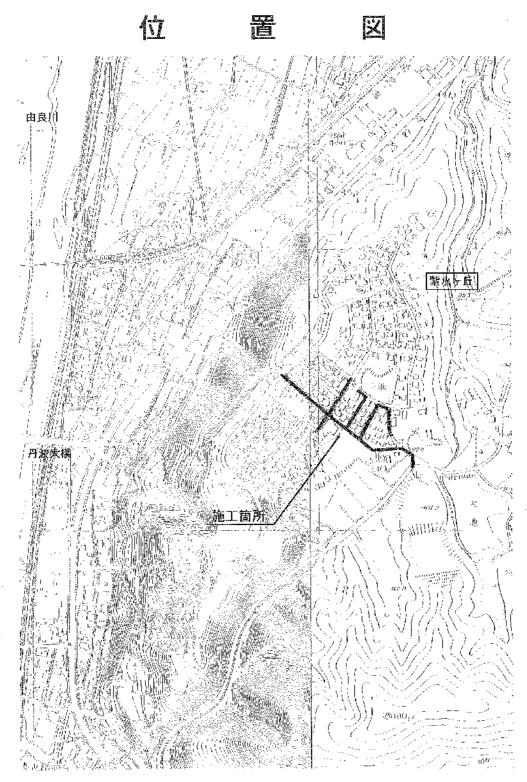
1 同種工事又は類似工事の施工実績

	工事名称						
エ							
事	発注機関名						
名	施工場所						
称	契約金額						
等	工期		月~			月~	
	受注形態等	単体/JV	(出資比率	%)	単体/JV	(出資比率	%)
工	事概要等						
技行	術的特記事項						

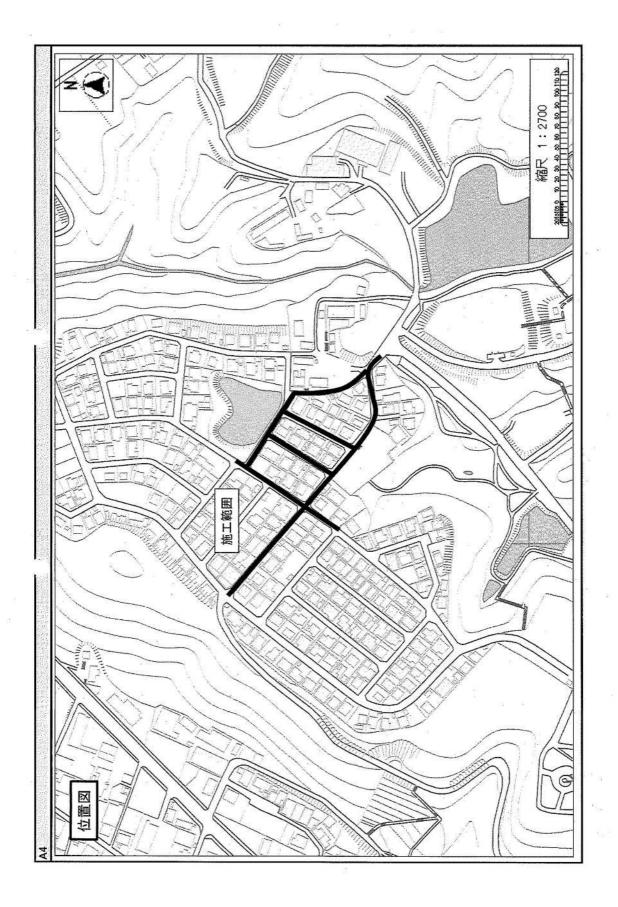
2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

	区 分	現	場	代	理	人		監	理	技	術	者	
従具	事予定者名												
所	属 会 社 名												
生年	三月日 (年齢)												
最	終学歴												
(耳	おによる免許 文得年月日) 登録番号)												
	工 事 名												
現	施工場所												
在の	工期		年	月~		年	月		年	月~		年	月
受持	従事役職												
将 工 事	重複する 場 合 の 対応措置												

	· 分	現	場	代	理	人		監	理	技	術	者	
従	事予定者名												
所	属 会 社 名												
生年	三月日 (年齢)												
最	終 学 歴												
(耳	テによる免許 文得年月日) 登録番号)												
	工 事 名												
現	施工場所												
在 の	工期		年	月~		年	月		年	月~		年	月
受	従事役職												
受持工事	重複する 場合の 対応措置												



公共下水道管渠築造(6-2)工事



綾部市公告第87号

旧農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和6年7月16日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市農業委員会事務局
- 2 縦覧期間 令和6年7月16日から令和6年7月31日まで(土曜日、日曜日及 び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休 日を除く。)
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

綾部市公告第88号

西部地域消防防災拠点施設整備事業・西部地域振興センター整備事業、西部地域消防 防災拠点施設・地域振興センター整備工事(建築本体工事)に係る入札参加資格について、 次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の 入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和6年7月22日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第506 59号
- (2) 工 事 名 西部地域消防防災拠点施設・地域振興センター整備工事 (建築本 体工事)
- (3) 工事場所 綾部市物部町(別添位置図参照)
- (4) 工事内容 本工事は、西部地域消防防災拠点施設・地域振興センターを整備 するため、建築工事及び機械設備工事を行うものです。隣接する公 共施設や付近の住宅等との関係から、工程や安全確保について万全 の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 西部地域消防防災拠点施設・地域振興センター整備 334.55 m²

上記に係る建築工事及び機械設備工事 一式

(6)予定工期 令和6年9月25日から 令和7年5月22日まで(240日間)

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に建築工事のA等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3)建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を建築工事について受けているものであること。
- (4) 令和6年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、建築工事の総合評点が 750点以上であること。
- (5) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31

日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。

- (6)請負金額5,000万円以上(合併発注や特命随契との合計額でも可)の建築工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 建築工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8)配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書
 - ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、 紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」(別記様式-1)とともに「公募 型指名競争入札参加申請書」(別記様式-2)2部を監理課へ持参により提出す ること。
- (2)技術資料及び資格者証等の写し
 - ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及 び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量 については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
 - 紙入札希望業者は、(1) の承諾願及び申請書とともに「技術資料」(別記様式―3)及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
 - ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、 資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添 付すること。(コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。)
 - ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
 - ・2 (8) を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。
- 4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付
 - (1)設計図書の閲覧
 - ①期間 令和6年7月22日(月)午前9時から
 - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。 (https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は 事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は1,330円です。

- (2)入札参加申請書の受付
 - ①期間 令和6年7月25日(木)午前9時から午後6時まで 令和6年7月26日(金)午前9時から正午まで ただし、紙入札希望業者の提出で7月25日については午前9時から 正午までと午後1時から午後5時までとします。
 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1)入札通知書及び非指名通知書については、令和6年7月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により 非指名理由についての説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答
 - ① 期間 令和6年8月1日(木)から令和6年8月2日(金)正午まで
 - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
 - ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
 - ④回答 令和6年8月5日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに 掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファック スにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

7 入札期間及び開札の日時

- (1)入札期間
 - ①期間 令和6年8月16日(金)午前9時から午後6時まで 令和6年8月19日(月)午前9時から午後2時まで ただし、紙入札者の提出は8月16日の午前9時から正午までと午後 1時から午後5時までと、8月19日の午前9時から正午までと午後1 時から午後2時までとします。
 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。
 (https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/)
 工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量

については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年8月20日(火)午後2時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低 の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
- (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3)入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5)配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できない と認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

- (7) 本案件の契約締結については、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、 綾部市議会の議決を要するため、議会の議決までは仮契約を締結するものとしま す。
- 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約 • 指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E - mail kanri@city.ayabe.lg.jp

紙入札方式参加承諾願

1	工事	事番	:号											 	 		
2	工	事	名											 	 		
3	場		所											 	 		
4	電子	子入	.札:	ノスラ	テム	での	り参	加か	ゞで	きな	い理	由					
記珥	自由に	こよ	り言	電子	入札	シ	ステ	ムを	と利	用し	はあり , ての , いた	参力	かっ				
				令	和		左	F		月		日					
						住	:	所									
						氏		名									(FI)

綾 部 市 長 様

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所 商号又は名称 代表者氏名

ED

電話番号 FAX番号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓 約します。

記

工事番号

工事名

工事場所

添付書類 技術資料 (添付資料及び資格者証等を含む)

技 術 資 料

住 所

名 称

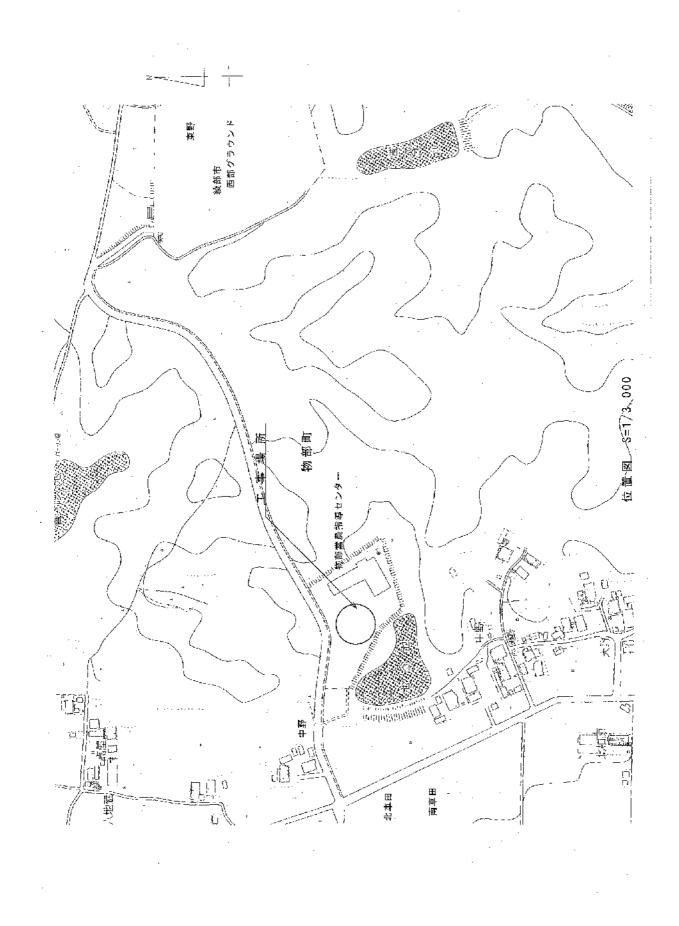
1 同種工事又は類似工事の施工実績

	工事名称						
エ							
事	発注機関名						
名	施工場所						
称	契約金額						
等	工期		月~			月~	
	受注形態等	単体/JV	(出資比率	%)	単体/JV	(出資比率	%)
工	事概要等						
技行	術的特記事項						

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

	区 分	現	場	代	理	人		監	理	技	術	者	
従事	事予定者名												
所	属 会 社 名												
生年	三月日 (年齢)												
最	終学歴												
(耳	おによる免許 文得年月日) 登録番号)												
	工事名												
現	施工場所												
在の	工期		年	月~		年	月		年	月~		年	月
の受持工	従事役職												
· · · · · · ·	重複する												
事	場合の												
	対応措置												

	区 分	現	場	代	理	人		監	理	技	術	者	
従事予定者名													
所	属 会 社 名												
生年月日 (年齢)													
最終学歴													
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)													
現在の受持工事	工事名												
	施工場所												
	工期		年	月~		年	月		年	月~		年	月
	従事役職												
	重複する												
	場 合 の 対応措置												



綾部市公告第89号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、市道大野線法面整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和6年7月22日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第506 57号
- (2) 工事名 市道大野線法面整備工事
- (3) 工事場所 綾部市栗町(別添位置図参照)
- (4) 工事概要 L = 35.1 m $W = 8.3 \sim 15.5 \text{ m}$

吹付枠工 L=542m 鉄筋挿入工 N=46本

水平排水孔 N=10本

(5) 予定工期 令和6年 8月27日から

令和7年 3月 4日まで(190日間)

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2)令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級 又はA等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を 有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約 等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4)申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式―1)とともに「一

般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式-2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
 - (1) 設計図書の閲覧
 - ①期間 令和6年7月22日(月)午前9時から
 - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。 (https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/) ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は590円です。
 - (2) 入札参加資格確認申請書の受付

 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加資格確認通知について
 - (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年7月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
 - (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
 - ①期間 令和6年8月1日(木)から令和6年8月2日(金)正午まで
 - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の 提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時 から午後5時(最終日は正午)までとします。
 - ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
 - ④回答 令和6年8月5日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システム

に掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1)入札期間

 ①日時 令和6年8月16日(金)午前9時から午後6時まで 令和6年8月19日(月)午前9時から午後2時まで ただし、紙入札者の提出は8月16日の午前9時から正午までと午後 1時から午後5時までと、8月19日の午前9時から正午までと午後 1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。

(2) 開札の日時

令和6年8月20日(火)午後1時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3)入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5)本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約 • 指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

紙入札方式参加承諾願

1	工事番	号					
2	工事	名					
3	場	所					
4	電子力	、札シ	ステムで	の参加が	できない	理由	
			、電子入	.札対象案	件ではな	ありますが	************************************
						いたします。	7、 概八化万代
			令和	年	月	日	
			信	主 所			
			E	F 名			ED

綾 部 市 長 様

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(EII)

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

電話番号 FAX番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

配置予定者名簿

工 事 番 号: 工 事 名: 商号及び名称:

	1 H (1) H	· / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	現場代理人	主任技術者
	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)
1	持(請負金額)	持 (請負金額)
	工 (役職名)	工 (役職名)
	事 (完了予定)	事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工事名)	手 (工 事 名)
2	持(請負金額)	持 (請負金額)
	工 (役職名)	工 (役職名)
	事 (完了予定)	事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)
3	持(請負金額)	持 (請負金額)
	工 (役職名)	工 (役職名)
	事 (完了予定)	事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)
4	持(請負金額)	持 (請負金額)
	工 (役職名)	工 (役職名)
	事 (完了予定)	事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)
5	持(請負金額)	持 (請負金額)
	工 (役職名)	工 (役職名)
	事 (完了予定)	事 (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請 書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新 たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更 届を監理課へ提出してください。)

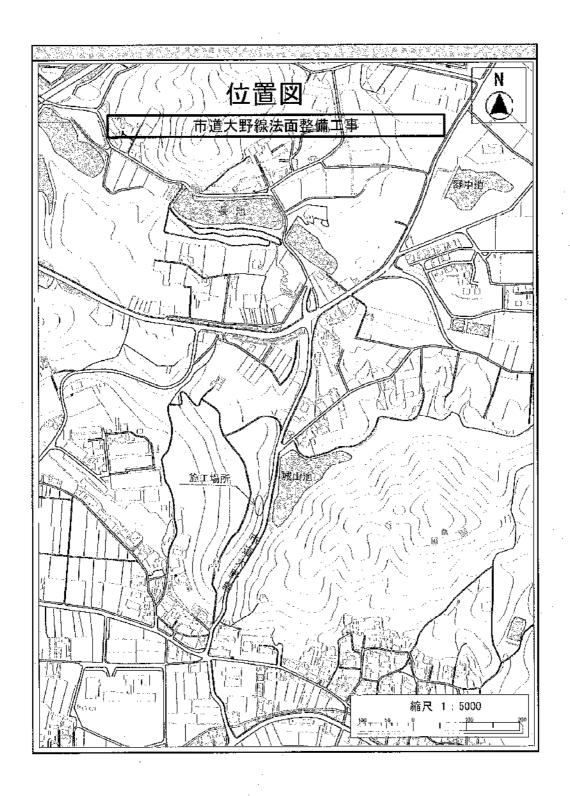
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約 書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3) の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既 発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。 (ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が 現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
 - ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第90号

現年発生林業施設災害復旧事業、林道佛谷線復旧工事に係る入札参加資格について、 次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事 の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和6年7月22日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

(1) 工事番号 第506 58号

(2) 工事名 林道佛谷線復旧工事

(3) 工事場所 綾部市内久井町(別添位置図参照)

(4) 工事概要 第1号箇所 その1

復旧延長 L=13.0m

盛土工 $V = 49.4 \text{ m}^3$

第1号箇所 その2

復旧延長 L=6.0 m

鋼製L型擁壁工 L=6.0m

第1号箇所 その3

復旧延長 L=20.0m

ブロック積工

 $H = 3. 7 \sim 4. 2 L = 18. 5 m$

H = 4. $2 \sim 0$. 0 L = 1. 2 m

第1号箇所 その4

復旧延長 L=82.0m

ブロック積工

H = 3.5 L = 3.0 m

 $H = 3. 5 \sim 0. 0 L = 1. 0 m$

第2号箇所 その1

復旧延長 L=13.0m

ブロック積工

H = 3.8 L = 11.4 m

 $H = 3. 8 \sim 0. 0 L = 1. 3 m$

第2号箇所 その2

復旧延長 L=66.0m

ブロック積工

H = 4.0 L = 3.0 m

H = 3. 3 L = 5. 8 m

(5) 予定工期令和6年8月27日から令和7年2月2日まで(160日間)

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2)令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級 又はA等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を 有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約 等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4)申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2)配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
 - (1) 設計図書の閲覧
 - ①期間 令和6年7月22日(月)午前9時から
 - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。 (https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/) ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は840円です。
 - (2) 入札参加資格確認申請書の受付

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年7月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
 - ①期間 令和6年8月1日(木)から 令和6年8月2日(金)正午まで
 - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の 提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時 から午後5時(最終日は正午)までとします。
 - ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
 - ④回答 令和6年8月5日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システム に掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファ ックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行い ません。

7 入札期間及び開札の日時

- (1)入札期間
 - ①日時 令和6年8月16日(金)午前9時から午後6時まで 令和6年8月19日(月)午前9時から午後2時まで ただし、紙入札者の提出は8月16日の午前9時から正午までと午後 1時から午後5時までと、8月19日の午前9時から正午までと午後 1時から午後2時までとします。
 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。

(2) 開札の日時

令和6年8月20日(火)午後1時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3)入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5)本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約·指導検查担当

郵便番号 623-8501

公 告

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

紙入札方式参加承諾願

4	工士工	5. ロ									
1	工事番	百万									
2	工事	名									
3	場	所									
4	電子力	、札シス [、]									
_	上記の第	学件は、	電子	入札	対象案	件では	ありまっ	ナが、今		社におい	
記	里由によ	じり電子	入札:	シス	テムを	利用し	ての参加	叩ができ	ないた	め、紙	入札方式
での	つ参加を	承諾い	たださ	きまっ	すよう	お願いい	へたしま	す。			
		令	和		年	月	日				
				住	所						
					121						
				氏	名						ED

綾 部 市 長 様

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(EII)

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

電話番号 FAX番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

配置予定者名簿

工 事 番 号: 工 事 名: 商号及び名称:

	1 H (1) H	· / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	現場代理人	主任技術者
	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)
1	持(請負金額)	持 (請負金額)
	工 (役職名)	工 (役職名)
	事 (完了予定)	事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工事名)	手 (工 事 名)
2	持(請負金額)	持 (請負金額)
	工 (役職名)	工 (役職名)
	事 (完了予定)	事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)
3	持(請負金額)	持 (請負金額)
	工 (役職名)	工 (役職名)
	事 (完了予定)	事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)
4	持(請負金額)	持 (請負金額)
	工 (役職名)	工 (役職名)
	事 (完了予定)	事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)
5	持(請負金額)	持 (請負金額)
	工 (役職名)	工 (役職名)
	事 (完了予定)	事 (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請 書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新 たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更 届を監理課へ提出してください。)

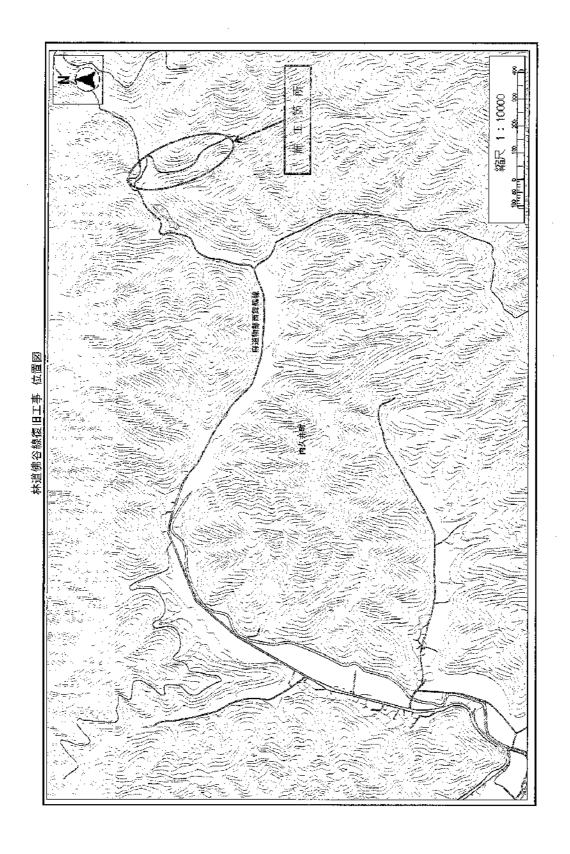
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約 書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3) の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既 発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。 (ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が 現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
 - ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4、000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第91号

水量水質安定的対策事業、小貝町配水管布設替工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札(取り抜け方式)とします。

令和6年7月22日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第506 61号
- (2) 工事名 小貝町配水管布設替工事
- (3) 工事場所 綾部市小貝町(別添位置図参照)
- (4) 工事概要 配水管布設工 HIVP(RRロング) φ 1 0 0 L = 2 3 4

配水管布設工 PP ø 5 0 L=170 m

消火栓設置工 N=1基

給水戸数 N=13戸

仮設配水管工 一式

(5) 予定工期 令和6年8月27日から

令和7年2月 2日まで(160日間)

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事のA 等級又はB等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に 本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結 する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3)綾部市水道配管講習会終了者を、常時2名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12 月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けて いないこと。
- (5)申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
 - (1)設計図書の閲覧
 - ①期間 令和6年7月22日(月)午前9時から
 - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。 (https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/) ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は1,680円です。
 - (2) 入札参加資格確認申請書の受付

 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加資格確認通知について
 - (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年7月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
 - (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
 - ①期間 令和6年8月1日(木)から 令和6年8月2日(金)正午まで
 - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時 から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和6年8月5日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システム に掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファ ックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行い ません。

7 入札期間及び開札の日時

(1)入札期間

 ①日時 令和6年8月16日(金)午前9時から午後6時まで 令和6年8月19日(月)午前9時から午後2時まで ただし、紙入札者の提出は8月16日の午前9時から正午までと午後 1時から午後5時までと、8月19日の午前9時から正午までと午後 1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。

(2) 開札の日時

令和6年8月20日(火)午後2時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3)入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5)本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の 対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備考
第506 61号	1	本案件
小貝町配水管布設替工事	1	本条件
第506 62号	2	
高津町配水管布設替工事	2	
第506 63号	9	
下八田町配水管布設替工事	3	

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

紙入札方式参加承諾願

1	工事番	号					
2	工事	名					
3	場	所					
4	電子力	、札シ	ステムで	の参加が	できない	理由	
			、電子入	.札対象案	件ではな	ありますが	************************************
						いたします。	7、 概八化万代
			令和	年	月	日	
			信	主 所			
			E	F 名			ED

綾 部 市 長 様

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(EII)

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

電話番号 FAX番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

配置予定者名簿

工 事 番 号: 工 事 名: 商号及び名称:

	現場代理人	主任技術者
1	(氏 名) 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	(氏 名) 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
2	(氏名)手 (工事名)持 (請負金額)工 (役職名)事 (完了予定)	(氏 名) 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
3	(氏 名) 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	(氏 名) 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
4	(氏 名) 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	(氏 名) 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
5	(氏 名) 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	(氏 名) 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請 書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新 たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更 届を監理課へ提出してください。)

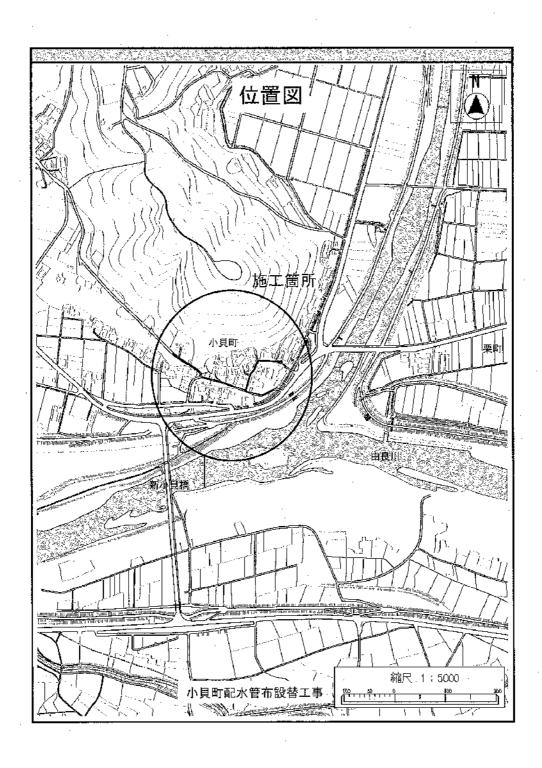
2) 主任技術者

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約 書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3) の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既 発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。 (ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が 現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
 - ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4、000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第92号

水量水質安定的対策事業、高津町配水管布設替工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札(取り抜け方式)とします。

令和6年7月22日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第506 62号
- (2) 工事名 高津町配水管布設替工事
- (3) 工事場所 綾部市高津町(別添位置図参照)
- (4) 工事概要 配水管布設工 DCIP(GX) φ100 L=257m

配水管布設工 DCIP (GX) ϕ 7.5 L=1m

配水管布設工 HIVP (RRロング) ϕ 50 L=61m

消火栓設置工 N=2基

給水戸数 N=8戸

仮設配水管工 一式

(5)予定工期 令和6年8月27日から

令和7年2月 2日まで(160日間)

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事のA 等級又はB等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に 本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結 する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3)綾部市水道配管講習会終了者を、常時2名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12 月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けて いないこと。
- (5)申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
 - (1)設計図書の閲覧
 - ①期間 令和6年7月22日(月)午前9時から
 - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。 (https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/) ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は1,840円です。
 - (2) 入札参加資格確認申請書の受付

 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加資格確認通知について
 - (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年7月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
 - (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
 - ①期間 令和6年8月1日(木)から 令和6年8月2日(金)正午まで
 - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時 から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和6年8月5日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システム に掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファ ックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行い ません。

7 入札期間及び開札の日時

(1)入札期間

 ①日時 令和6年8月16日(金)午前9時から午後6時まで 令和6年8月19日(月)午前9時から午後2時まで ただし、紙入札者の提出は8月16日の午前9時から正午までと午後 1時から午後5時までと、8月19日の午前9時から正午までと午後 1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。

(2) 開札の日時

令和6年8月20日(火)午後2時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3)入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5)本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の 対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備考
第506 61号	1	
小貝町配水管布設替工事	1	
第506 62号	0	→ / / / / / / / / / /
高津町配水管布設替工事	2	本案件
第506 63号	9	
下八田町配水管布設替工事	3	

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約·指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

紙入札方式参加承諾願

1	工事	番	号							
2	工	事彡	名							
3	場	Ē	折							
4	電子	个人村	礼システ	ムでの	参加が、	できない	理由			
記理	1曲に	こよ	り電子入	子入札	対象案	件ではあ	りますか の参加か	^ぶ 、今回は ぶできない	当社においため、紙	いては」
			令和	ĪΠ	年	月	日			
				住	所					
				氏	名					ED.

綾 部 市 長 様

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(EII)

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

電話番号 FAX番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

配置予定者名簿

工 事 番 号: 工 事 名: 商号及び名称:

	1 H (1) H	· / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	現場代理人	主任技術者
	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)
1	持(請負金額)	持 (請負金額)
	工 (役職名)	工 (役職名)
	事 (完了予定)	事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工事名)	手 (工 事 名)
2	持(請負金額)	持 (請負金額)
	工 (役職名)	工 (役職名)
	事 (完了予定)	事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)
3	持(請負金額)	持 (請負金額)
	工 (役職名)	工 (役職名)
	事 (完了予定)	事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)
4	持(請負金額)	持(請負金額)
	工 (役職名)	工 (役職名)
	事 (完了予定)	事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)
5	持(請負金額)	持 (請負金額)
	工 (役職名)	工 (役職名)
	事 (完了予定)	事 (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請 書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新 たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更 届を監理課へ提出してください。)

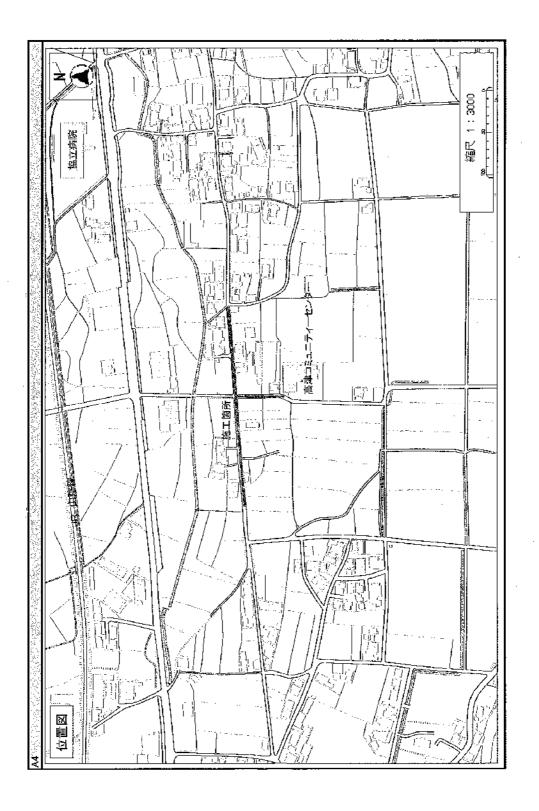
2) 主任技術者

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約 書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3) の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既 発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。 (ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が 現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
 - ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第93号

水量水質安定的対策事業、下八田町配水管布設替工事に係る入札参加資格について、 次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事 の入札は電子入札による条件付一般競争入札(取り抜け方式)とします。

令和6年7月22日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第506 63号
- (2) 工事名 下八田町配水管布設替工事
- (3) 工事場所 綾部市下八田町 (別添位置図参照)
- (4) 工事概要 配水管布設工 HIVP (RRロング) ϕ 7 5 L=100 m

配水管布設工 PP φ 5 0 L=93 m

消火栓設置工 N=1基

給水戸数 N=9戸

仮設配水管工 一式

(5) 予定工期 令和6年8月27日から

令和7年1月 3日まで(130日間)

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事のA 等級又はB等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に 本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結 する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3)綾部市水道配管講習会終了者を、常時2名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12 月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けて いないこと。
- (5)申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2)配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
 - (1) 設計図書の閲覧
 - ①期間 令和6年7月22日(月)午前9時から
 - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。 (https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/) ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は1,280円です。
 - (2) 入札参加資格確認申請書の受付

 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加資格確認通知について
 - (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年7月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
 - (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
 - ①期間 令和6年8月1日(木)から 令和6年8月2日(金)正午まで
 - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の 提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時

から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和6年8月5日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システム に掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファ ックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行い ません。

7 入札期間及び開札の日時

(1)入札期間

①日時 令和6年8月16日(金)午前9時から午後6時まで 令和6年8月19日(月)午前9時から午後2時まで ただし、紙入札者の提出は8月16日の午前9時から正午までと午後 1時から午後5時までと、8月19日の午前9時から正午までと午後 1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。

(2) 開札の日時

令和6年8月20日(火)午後3時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最 低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3)入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5)本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の 対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備考
第506 61号	1	
小貝町配水管布設替工事	1	
第506 62号	0	
高津町配水管布設替工事	2	
第506 63号	9	本案件
下八田町配水管布設替工事	3	小条件

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約 • 指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

紙入札方式参加承諾願

1	工事	事番	号														
2	エ	事	名														
3	場		所														
4	電	子入	.札シ	/ステ	ムで	の参え	加がっ	できなり	い理	曲							
記到	里由し	こよ	り電	主 子入	子入 、札シ	.札対 ´ステ	象案(ムを ⁵	件では 利用し お願い	ありての	ます)参加	゚ゕ゙、 ゚゚゚゚゚ゕ゙で	今回	は当	社に	おい	ってに	t」
											, 0						
				令和	Ī	年	Ē	月		日							
					信	Ë	所										
					E	į	名									Œ	<u> </u>

綾 部 市 長 様

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(EII)

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

電話番号 FAX番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

配置予定者名簿

工 事 番 号: 工 事 名: 商号及び名称:

	1 H (1) H	· / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	現場代理人	主任技術者
	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)
1	持(請負金額)	持 (請負金額)
	工 (役職名)	工 (役職名)
	事 (完了予定)	事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工事名)	手 (工 事 名)
2	持(請負金額)	持 (請負金額)
	工 (役職名)	工 (役職名)
	事 (完了予定)	事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)
3	持(請負金額)	持 (請負金額)
	工 (役職名)	工 (役職名)
	事 (完了予定)	事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)
4	持(請負金額)	持(請負金額)
	工 (役職名)	工 (役職名)
	事 (完了予定)	事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)
5	持(請負金額)	持 (請負金額)
	工 (役職名)	工 (役職名)
	事 (完了予定)	事 (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請 書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新 たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更 届を監理課へ提出してください。)

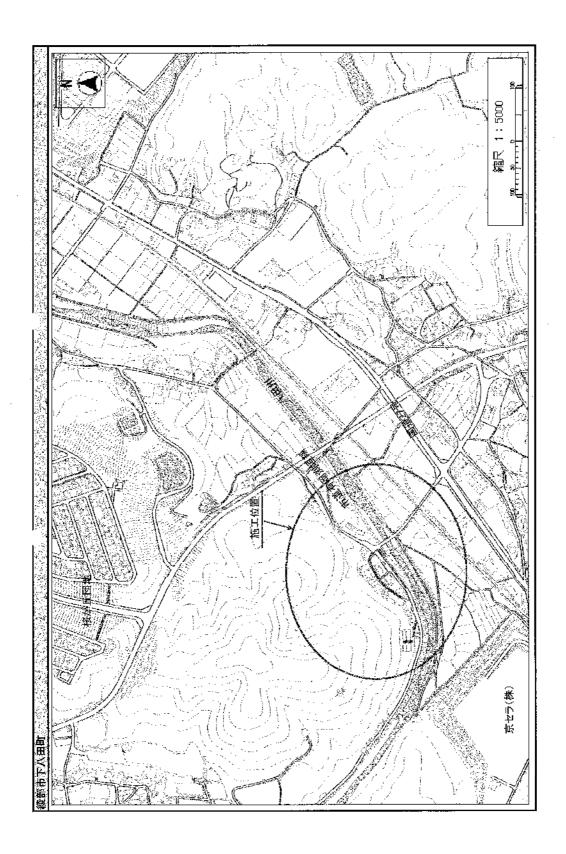
2) 主任技術者

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約 書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3) の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既 発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。 (ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が 現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
 - ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第94号

綾部市内に放置されていた下記の自転車を綾部市において保管しています。 令和6年8月21日までに引取りのない場合は綾部市において処分します。

令和6年7月22日

綾部市長 山 崎 善 也

1 撤去の理由 綾部市自転車等の放置防止に関する条例第8条の規定による。

2 撤 去 日 令和6年7月16日

3 撤去区域 JR綾部駅周辺、JR渕垣駅周辺、JR高津駅周辺

4 撤 去 し 62台(詳細は、一覧表のとおり) 保管した台数

5 保管の場所 綾部市クリーンセンター

6 保管期間 令和6年8月21日まで

7 返還を受ける 自転車等返還申請書に、利用者本人であることを証明する書類 ための手続き (鍵等)を添付し、担当課窓口へ(印鑑持参)提出してください。 撤去・保管料として自転車1台につき1,000円、原動機付自転車1台につき2,000円が必要です。

8 引取りのない 売却、廃棄等の処分を行います。 場合の措置

9 連 絡 先 綾部市市民環境部 市民協働課 市民活動推進担当 電話: 42-4248 (直通)

撤去した放置自転車の一覧

車体の色 防犯登録番号 車体番号 1 紺 05-022307 STE334907	
2 青緑 22-0077661 STTHY1839	
3 自 22-0077640 STTCY2482	2
4 黒 22-0076880 STSGJ0215	1
5 青緑 22-0076630 V20111985	6
6 黒 24-0107208 FC7M00791	
7 自 24-0109569 16AD83241	
8 桃 23-0199841 Fu20-IV-A	- 9
9 赤 22-0077289 GGOK48206	
10 黒 23-0184742 STQFA0410	9
11 紫 23-0186989 STQKA0276	7
12 橙 22-0076844 STSGF0756	8
13 黒 なし A17AK1556	8
14 茶 22-0077258 GGOI84631	
15 黄緑 22-0078872 STVEF1429	6
16 黒 22-0075375 TC8C00058	
17 黒 24-0108515 GCOA05524	
18 黒・銀 なし B4HO8279	
19 緑 なし S1A12921	
20 黒・銀 23-0188376 STQDF1502	9
21 桃 22-0064207 MODE97300	2
22 白 24-0100222 F80511810	
23 銀 なし XC1110581	
24 黒 24-0112263 HS2A12326	
25 黒 900G029220 14-08A02	
26 白・黒 22-0075863 STRLY0179	7
27 黒 22-0075743 ZY9L00858	9
28 銀 なし B1AQ4674	
29 黒 22-0067201 STKHB7261	2
30 灰·黒 23-021190 HS2B02206	
3 1 緑 2 3 - 0 1 8 6 6 8 8 S 7 L O 2 3 4 3 4	
32 銀 22-0076589 GCOH04644	
33 黒 23-0205024 SOWC19268	
34 黒 22-0074683 A18AA4254	9
35 自 22-0079091 GG3A23439	
36 紺 不明 JH9L64952	
37 紺 22-0078558 ZXL202939	2 9
38 銀 24-0105119 V17061318	2
39 黒・銀 22-0075288 B9A11888	
40 青 23-0198422 F20106619	
41 白 23-0214001 HS2T31469	

公 告

4 2	白	22-0075853	STRJY22423
4 3	黄	15-C-72854	H7E89660
4 4	桃	22-0075146	G C 9 A 2 1 6 4 2
4 5	黒・銀	22-0073069	A 1 6 A L 0 8 4 1 4
4 6	黒	22-0078302	HS2G07353
4 7	銀	22-0073196	V 1 7 0 9 1 1 4 7 3
4 8	黒	22-0078080	GG1J32143
4 9	白	24-0104205	GC9I02018
5 0	青	22-0076616	GGOK 5 1 8 1 7
5 1	銀	22-0074148	STQFA03968
5 2	白	2 4 - 0 1 0 5 5 8 1	V 1 9 1 1 5 8 6 6 5
5 3	銀	11-0278956	B 9 L 2 6 7 8 5
5 4	黒	22-0076628	V 2 0 1 1 2 1 0 3 6
5 5	青	22-0078152	GG1K39046
5 6	黒	22-0076645	GGOK 5 2 7 9 5
5 7	黒	22-0073323	A 1 6 A 1 2 4 8 4 5
5 8	黒	23-0187986	S 7 L O 1 7 3 2 3
5 9	桃	なし	LLF34269
6 0	赤	22-0061496	I C 8 9 0 4 0 3 K
6 1	茶	なし	SHG 2 1 7 1 2 9
6 2	黒	なし	STHHA27

綾部市公告第95号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき 者の申出があれば交付する。

令和6年7月30日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第96号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき 者の申出があれば交付する。

令和6年7月30日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

公 告

綾部市公告第97号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき 者の申出があれば交付する。

令和6年7月30日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第98号

綾部市営住宅の入居者を次のとおり公募します。

令和6年8月1日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 募集内容(市営住宅入居者募集) 募集団地一覧に掲載した住宅に入居していただくものです。
- 2 募集団地一覧

(2 L D K は世帯用)

	1	1			
団地名 (建設年)	所在地	構造	間取り	募集戸数	家賃月額(円)
ピース新宮	新宮町	軽量鉄骨造	1 L D K 1 階、2 階	4 戸	15,800~
(新築)	利呂叫	社里	2 L D K 1 階、2 階	4 戸	21, 300~
ボヌール (平成29年)	味方町	軽量鉄骨造	2 L D K	1 戸	20,900~
レ・フルール (平成30年)	味方町	軽量鉄骨造	2 L D K	1戸	20,800~
スタジオーネ神宮寺 (令和2年)	神宮寺町	軽量鉄骨造	1 L D K	1 戸	13,400~

- ※今回の募集団地は、民間の借上型市営住宅です。以下の要件を含みます。
 - ①入居期間は<u>最長20年間</u>となります。 (新築以外は残年数。例:ボヌールは残り13年)
 - ②家賃の他に、共益費として毎月6,000円が必要です。
 - ③駐車場を希望される場合、別途契約が必要です。【1台につき毎月3,000 円(税別)の予定。ピース新宮は4,000円(税別)】
 - ・公共料金(電気・ガス・水道等)は自己負担となります。
 - ペット等の飼育はできません。
 - ・家賃月額は、入居者の収入や住宅の規模、経過年数、立地条件などに応じて、 毎年度算定します。
- 3 申込用紙配布期間 令和6年8月1日(木)から8月30日(金)まで ※土・日・祝日を除く
- 4 申込受付期間 令和6年8月20日(火)から8月30日(金)まで ※土・日曜日を除く

午前9時~正午、午後1時~午後5時まで(22日・29日(木)は午後7時まで)

- 5 申込受付及び問い合わせ先 綾部市建設部建築課住宅・空家等対策担当 42-3280 (内線333) 42-4284 (直通電話)
- 6 申込資格

次の条件すべてに該当する方でなければ、申込資格はありません。

- (1) 現に住宅に困窮している方。
- (2) 市内に住所若しくは勤務先を有する方又は新たに市内に居住することが必要な方。
- (3) 申込人と入居しようとする方が親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情のある方又は、婚約者を含む。)であること。
- (4) 申込人及び入居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- (5) 申込人及び入居しようとする親族が市町村税を滞納していないこと。
- (6) 申込人及び入居しようとする親族の収入月額が、158,000円以下(裁量階層に該当する世帯は214,000円以下)であること。
- ※ 申込人及び入居しようとする親族の年間所得金額から、10ページの「控除の種類及び控除額一覧」に掲げる要件に応じた控除額を控除し、12カ月で除したものが収入月額となります。詳しくは、6~7ページの「収入月額の算定方法」参照
- ※ 裁量階層とは、9ページの「裁量階層について」に掲げる要件に該当する世帯のことです。

(その他)

- ・家族を不自然に分割した申込みは認めません。
- ・申込後において、申込書記載の同居親族の変更(出生・死亡の場合を除く。) は認めません。
- 7 申込方法

次の書類を申込受付期間内に市役所建築課へ提出してください。なお、郵送 での受付はできません。

- ①綾部市営住宅入居申込書(様式第4号) 市役所建築課で募集案内書と一緒に配布します。
- ②世帯全員の住民票(市役所市民・国保課で発行:300円) 申込人の世帯全員の住民票(世帯主名と続柄が表示されたもの)
- ※ 内縁の配偶者については、住民票の続柄が未届の夫又は未届の妻であること が必要です(「同居人」は不可)。

③ 令和 6 年度課税証明書等 (市役所市民・国保課で発行: 3 0 0 円] 申込人及び入居しようとする親族全員の令和 6 年度課税証明書等 (次項参照)

(1)給与所得の方

現在の職場	収入の計算期間	証 明 書 の 種 類
令和5年1月1日以前から 引き続き勤務している方	令和5年1月1日から 令和5年12月31日まで	· 令和 6 年度課税証明書
令和5年1月2日以降に 職し、1年以上経っている 方		• 令和 6 年度課税証明書
	就職した月から申込み月の前 月まで(2カ月以上の実績が	• 給与支払証明書(別紙)
勤務してから1年未満の方	ない方は連絡してください。)	※両方提出してください。

(2) 事業収入の方

現在の職場	収入の計算期間	証 明 書 の 種 類
令和5年1月1日以前から 引き続き営業している方	令和5年1月1日から 令和5年12月31日まで	•令和6年度課税証明書
令和5年1月2日以降に開業し、1年以上経っている方	申込み月の前月からさかの ぼった1年間	· 令和 6 年度課税証明書
開業してから1年未満の方	開業した月から申込み月の前 月まで(2カ月以上の実績が ない方は連絡してくださ い。)	・営業実績証明書(別紙) ※両方提出してください。

(3) 年金収入の方

現	在	0)	職	場	収	入の	計	算	期	間	証	明	書	の	種	類
令和 5 き続き					令和 令和					まで	· 令₹	和64		課税	証明	書
											· 令	旬6年		果税	証明	書
令和 5 金を受				をに年	直近の	り年金	:月額	× 1	2 カ	月						はが 写し
											※両	方提出	出し	تك	ださ	<u> </u>

(4)収入のない方

次に掲げる証明書類のいずれかを提出してください。

- ・雇用保険受給資格者証または離職票
- 退職証明書
- ④市税の完納証明書(市役所市民・国保課で発行:300円) 申込人及び入居しようとする親族全員の完納証明書

⑤調査票

市役所建築課で募集案内書と一緒に配布します。

⑥その他の必要な書類

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳など を所持している方は提示してください。
- (2) 単身で申込む方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護 を必要とする場合は、事前に相談してください。
- (3) 扶養控除関係に変更のあった方 令和5年1月1日以降に控除関係の変更のあった方は、変更のあったこと の分かる書類(国民健康保険以外の健康保険証など)を提示してください。
- (4) 立ち退き要求により申込みをされる方 家主の立ち退き要求書を提出してください。 ※家主の記名押印、日付、立ち退き要求の理由、期日などを記入。
- (5)婚約者と申込みをされる方は、別紙「婚約証明書」又は結婚式場等の予約 証明書を提出してください。
- (6) 生活保護を受給している方は、生活保護受給証明書を提出してください。
- (7) 自治会入会の同意書を提出してください。

【提出書類の注意事項】

申込人の同一世帯以外の方が、住民票・課税証明書・完納証明書の発行を申請される場合は、申込人の委任状が必要となります。(親子であっても世帯が違う場合は申込人の委任状が必要。)また、住民票については、本人が申請する場合でも、本人確認の書類(運転免許証等)が必要となります。※委任状は市民・国保課にあります。(任意で作成も可)

提出していただいた書類はお返しできませんのでご了承ください。また、その他必要に応じて、別途に書類を提示又は提出していただく場合があります。

8 入居者の決定

書類審査後、入居者選考委員会の審査及び抽選(入居資格者が募集戸数を超えた場合)を行い、入居者を決定します(必要があれば申込人の自宅に訪問する等の実情調査を行います)。

- 9 抽選会(入居資格者が募集戸数を超えた場合) 令和6年10月11日(金)
- 10 入居可能日

令和6年12月1日(日)予定 ボヌール、レ・フルール、スタジオーネ神宮寺は令和6年11月1日(金)

11 住宅困窮基準

【抜粋】綾部市営住宅設置及び管理条例第8条

(入居者の選考)

- 第8条 市長は、入居の申込みをした者の数が、入居させるべき市営住宅等の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査し、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、綾部市営住宅入居者選考委員会の意見を聞いて、入居者を選考する。
 - (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上 有害な状態にある住宅に居住している者
 - (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がない ため親族と同居することができない者
 - (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から、衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
 - (4) 正当な理由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため 困窮している者(自己の責に帰すべき理由に基づく場合を除く。)
 - (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされて いる者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
 - (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな 者

収入月額の算定方法

【収入月額の求め方】

年間所得金額-(38万円×同居・別居扶養親族等の数)-該当控除額

【年間所得金額の求め方】

① 給与所得者の場合

次表により「年間収入金額」から「年間所得金額」を算出します。

年 間 収 入 金 額	年 間 所 得 金 額							
551,000円未満	0円							
551,000円以上~1,619,000円未満	年間収入金額-550,000円							
1,619,000円以上~1,620,000円未満	1,069,000円							
1,620,000円以上~1,622,000円未満	1,070,000円							
1,622,000円以上~1,624,000円未満	1,072,000円							
1,624,000円以上~1,628,000円未満	1,074,000円							
1,628,000円以上~1,800,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.6+100,000円							
1,800,000円以上~3,600,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.7- 80,000円							
3,600,000円以上~6,600,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.8-440,000円							
6,600,000円以上~8,500,000円未満	年間収入金額×0.9-1,100,000円							

※端数整理後の年間収入金額

年間収入金額を4,000で除し、出た数の小数点以下を切捨て4,000を乗ずる。

【例】年間収入金額2,859,999円の年間所得金額

2,859,999円÷4,000=714.999… (小数点以下切捨て)

714×4,000=2,856,000円←端数整理後の年間収入金額

2,856,000円×0.7-180,000円=1,819,200円

なお、令和5年1月2日以降に勤務された方は「給与支払証明書」を勤務先の会社印押 印の上、提出してください。また、退職された方は、元の勤務先が発行した退職証明書等、 退職を証明できるものを提出してください。

[就職後1年未満の方の年間総収入金額算出方法]

<u>勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額-賞与</u> ×12+賞与=推定年間総収入金 勤務した翌月から申込月の前月までの月数

② 事業所得者の場合

年間収入金額から必要経費を控除した額です。

なお、令和5年1月2日以降に開業された方は別紙「営業実績明細書」を提出してくださ い。

[開業後1年未満の方の年間収入金額算出方法]

開業月の翌月から申込月の前月までの総収入金額-必要経費 ×12=推定年間収入金額 開業月の翌月から申込月の前月までの月数

③ 年金所得者の場合

次表により「年間年金収入金額」から「年間年金所得金額」を算出します。

受給者の年齢	年間年金収入金額(A)	年間年金所得金額				
	600,000円以下	0円				
	600,000円を超え1,300,000円以下	(A) -600,000円				
65歳未満	1,300,000円を超え4,100,000円以下	(A) ×0.75-275,000円				
	4, 100, 000円を超え7, 700, 000円以下	(A) ×0.85-685,000円				
	7,700,000円を超え10,000,000円以下	(A) ×0.95-1,455,000円				
	10,000,000円を超える場合	(A) -1,955,000円				
	1,100,000円以下	0円				
	1, 100, 000円を超え3, 300, 000円以下	(A) -1,100,000円				
65歳以上	3,300,000円を超え4,100,000円以下	(A) ×0.75-275,000円				
	4, 100, 000円を超え7, 700, 000円以下	(A) ×0.85-685,000円				
	7,700,000円を超え10,000,000円以下	(A) ×0.95-1,455,000円				
	10,000,000円を超える場合	(A) -1,955,000円				

※申込人の年間所得金額は、入居しようとする親族の所得も含みます。

【例】申込人の同居親族が妻と子1人の場合

申込人(世帯主)の年間所得金額=1,600,000円

同居親族(妻)の年間所得金額=800,000円

同居親族(子)の年間所得金額=0円

申込人の年間所得金額(合算): 1,600,000円 +800,000円 = 2,400,000円

基 準 早 見 表

年間収入金額ベースによる基準早見表(同居親族に申込人は含みません。)

(年間収入金額ベース)

種別	入居収入基準額	同居親族及び別居の扶養親族数						
		0人	1 人	2人	3人	4人	5人	
一般申込者	158,000円 以 下	0円 ~ 2,967,999円	0円 ~ 3,511,999円	0円 ~ 3, 995, 999円	0円 ~ 4,471,999円	0円 ~ 4,947,999円	0円 ~ 5, 423, 999円	
裁量階層 申 込 者	214,000円 以 下	0円 ~ 3,887,999円	0円 ~ 4, 363, 999円	0円 ~ 4,835,999円	0円 ~ 5,311,999円	0円 ~ 5,787,999円	0円 ~ 6, 263, 999円	

年間所得金額ベースによる基準早見表(同居親族に申込人は含みません。)

(年間所得金額ベース)

							217	
種別	入居収入基準額	同居親族及び別居の扶養親族数						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	
一般申込者	158,000円 以 下	0円 ~ 1,896,000円	0円 ~ 2, 276, 000円	0円 ~ 2,656,000円	0円 ~ 3,036,000円	0円 ~ 3,416,000円	0円 ~ 3,796,000円	
裁量階層 申 込 者	214,000円 以 下	0円 ~ 2,568,000円	0円 ~ 2,948,000円	0円 ~ 3,328,000円	0円 ~ 3,708,000円	0円 ~ 4,088,000円	0円 ~ 4,468,000円	

申込人及び入居しようとする親族の年間収入金額及び年間所得金額が、上記早見表の金額以下であれば入居の申込みができます。

なお、上記早見表は、**10**ページの「控除の種類及び控除額一覧」に掲げる親族控除の み反映されています。(その他障害者等の控除は反映されていません。)

裁量階層について

次のいずれかに該当する世帯は裁量階層となり、入居申込みが可能な月額所得の 範囲が214,000円以下となります。(※一般世帯は158,000円以下)

世帯区分	要件	必要書類
	イ 申込人又は同居親族が身体障害者手帳の 交付を受けている場合 (障害の程度が1級 から4級まで)	身体障害者手帳の写し
障害者	ロ 申込人又は同居親族が精神障害者保健福 祉手帳の交付を受けている場合(障害の程 度が1級又は2級)	精神障害者保健福祉手帳の写し
	ハ ロに規定する精神障害者の程度に相当す る程度と認められる知的障害者	療育手帳の写し
高 齢 者	申込人が60歳以上の方であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である場合	世帯全員の住民票
戦傷病者	申込人又は同居親族が戦傷病者手帳の交付を 受けている場合(障害の程度が特別項症から 第6項症まで、又は第1款症であること)	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	申込人又は同居親族が厚生労働大臣の認定を 受けている原子爆弾被爆者である場合	特別手当証書の写し
引 揚 者	申込人又は同居親族が海外からの引揚者である場合(引き揚げた日から起算して5年以内に限る)	厚生労働大臣の引 揚者証明書又は支 給決定通知書(自 立支度金)の写し
ハンセン病療養所入所者等	申込人又は同居親族が平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方	入所していたこと を証明する療養所 長の証明書
中学校を卒業するまでの子供がいる世帯	同居親族に15歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある方がいる世帯	世帯全員の住民票
新婚世帯	今回の受付期間初日において、夫婦・婚約者とも40歳未満であり、かつ、婚姻後1年未満の方がある場合(夫婦構成に変更がない場合に限り、入居日から起算して10年間を裁量階層とします。)	婚姻届受理証明書等

控除の種類及び控除額一覧

種類	要件	控除額(年額)
親族控除	・入居しようとする親族(申込人を除く) ・別居の扶養親族	1人につき38万円
老人控制等配偶者老人扶養親族	・70歳以上の方	1人につき10万円
16歳以上23歳未満 の扶養親族	・扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方	1人につき25万円
障害者	・身体障害者手帳の交付を受けている方・戦傷病者手帳の交付を受けている方・精神保健指定医等の判定により知的障害者と判定された方・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	1人につき27万円
特別障害者	・身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から 第3項症までに該当する方 ・原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた方 ・心身喪失の状況にある方又は精神保健指定医等の判 定により重度の知的障害者と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1 級に該当する方	1人につき40万円
寡 婦	年間総所得が500万円以下のうち、次のいずれかに該当する方 ・ 夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち、扶養親族を有する方 ・ 夫と死別した後婚姻をしていない方や夫の生死が不明な方 ※ 事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいないこと	27万円 ただし、所得金額が27万円未満の場合は、その金額
ひとり親	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にしている年間総所得が48万円以下の子を有する単身者の方で、年間総所得が500万円以下の方※ 事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいないこと	27万円 ただし、所得金額 が27万円未満の場 合は、その金額
給与所得者控除 又は 公的年金等所得者控除	申込者本人又は同居予定親族のうち、給与所得又は 公的年金等に係る雑所得を有する者 ※ 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に 係る雑所得の金額がある者で、当該給与所得控除後の 給与等の金額及び当該公的年金等に係る雑所得の金額 の合計額が10万円未満である場合には、当該合計額	1人につきその人 の所得から 最高10万円 (※所得が10万円 未満の場合は、そ の所得金額)

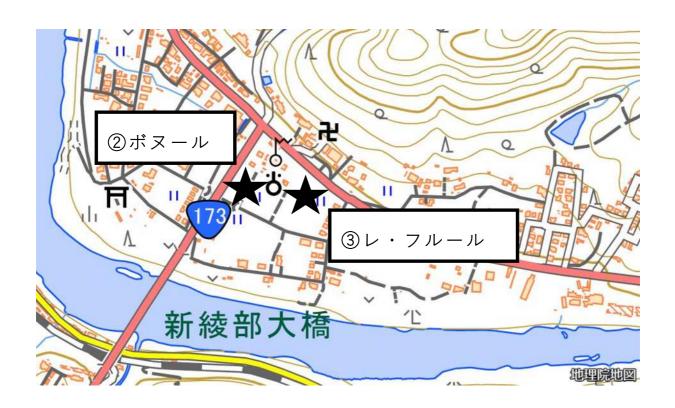


募集団地位置図

- ① ピース新宮(新宮町)
- ② ボヌール (味方町)
- ③ レ・フルール (味方町)
- ④ スタジオーネ神宮寺(神宮寺町)



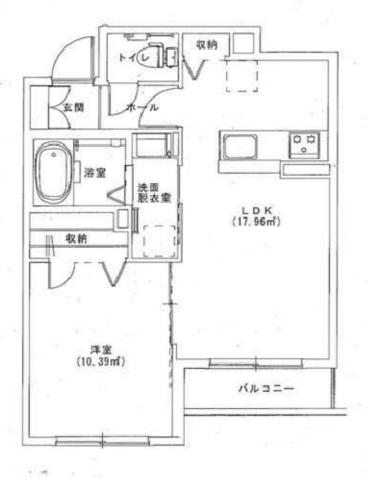






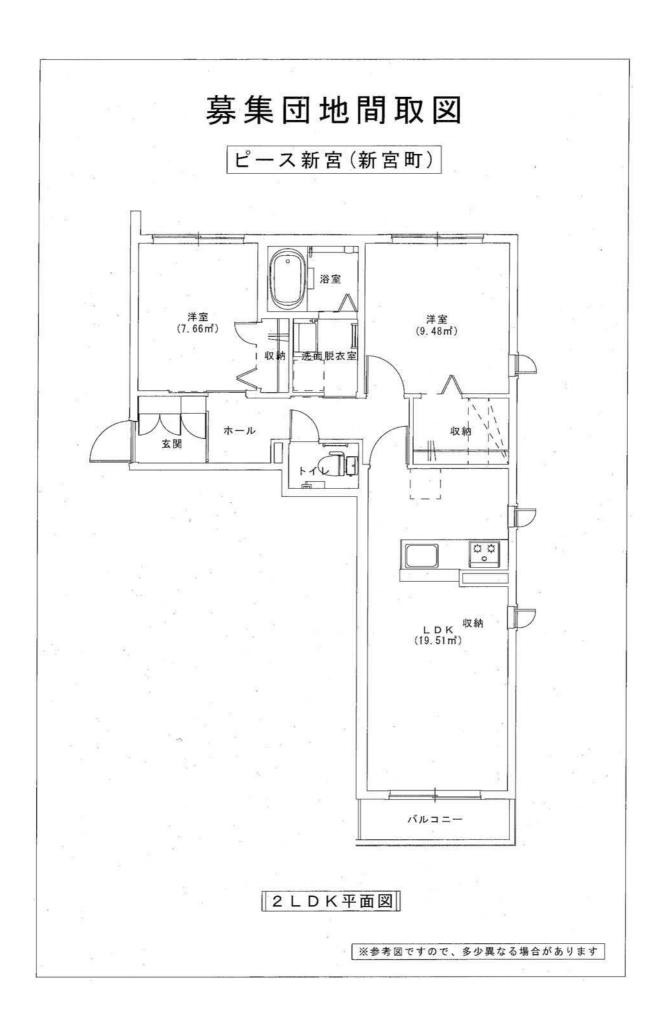
募集団地間取図

ピース新宮(新宮町)

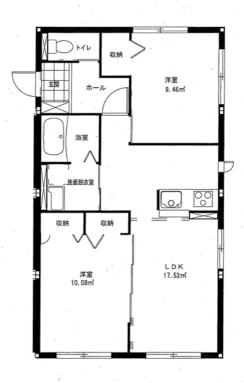


1LDK平面図

※参考図ですので、多少異なる場合があります



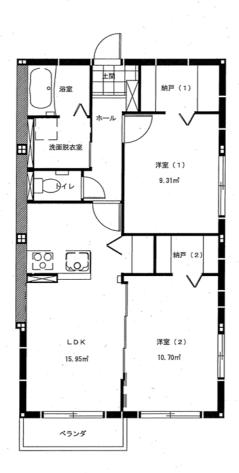
ボヌール (味方町)



2LDK平面図

※代表的な間取図ですので、多少異なる場合があります

レ・フルール (味方町)



2 L D K 平面図

※代表的な参考図ですので、多少異なる場合があります。



スタジオーネ神宮寺 (神宮寺町)



1LDK平面図

※代表的な平面図ですので、多少異なる場合があります

綾部市公告第99号

綾部市功労者表彰条例(平成30年綾部市条例第1号)に基づき、令和6年8月1日に令和6年度綾部市 功労者表彰を受けた者の氏名及び表彰事由は、次のとおりです。

令和6年8月1日

綾部市長 山 崎 善 也

氏 名	表 彰 の 事 由
大山 勇	平成11年7月、地域住民から推されて綾部市農業委員に就任以来、平成23
	年7月まで及び平成26年7月から令和5年7月までの通算7期21年の長きに
	わたり、農業委員として、農地法に基づく農地の権利移動の許可及び農地転用案
	件への意見具申、農地利用の最適化対策等を通じて農業振興に尽力されました。
	また、平成29年7月から1期3年、農業委員会運営委員として農業委員会活
	動の支援及び活性化にも寄与された功績は誠に顕著であります。
川端 貞男	平成7年2月から29年間の長きにわたり十倉土地改良区の理事長として、土地
	改良区の健全な運営と施設の適正管理に貢献されました。また、京都府土地改良事
	業団体連合会理事や同連合会綾部支部長、綾部市シルバー人材センター理事長等の
	団体役員を歴任され、広域的な土地改良事業及び高齢者の生きがいづくり等に尽力
	されました。
	さらに、平成14年7月に綾部市農業委員会委員に就任以来、2期6年にわたり
	農地の利用調整や農業経営の合理化など農業振興に寄与された功績は誠に顕著で
	あります。
高升 正彦	平成2年4月、綾部市立病院開設前に赴任後、開院準備に携わり、同年8月の病
	院開院時に内科医長として就任されて以降、地域医療を担う中核病院への押し上げ
	や研修医の教育指導など人材育成に尽力されました。
	平成30年4月に第4代病院長に就任され、令和6年3月までの6年間、病院の
	質的充実と健全経営のためリーダーシップを発揮されるとともに、新型コロナウイ
	ルス感染症の流行時には、陽性患者の入院・治療体制を整えるなど、地域医療の推
	進に寄与された功績は誠に顕著であります。
山﨑 清吾	平成28年4月、第19代綾部市副市長に就任され、令和6年3月まで2期8年
	にわたり市長の補佐役として本市の発展に尽力されました。
	この間、各種大型プロジェクトチームの責任者を務められるとともに、新型コロ
	ナウイルス感染症の流行時にはワクチン接種推進本部の本部長としてワクチン確
	保や集団接種の指揮を執るなど、各種事業の推進に尽力されました。
	さらに、各種行政委員会の委員長等を歴任され、地方自治の進展に寄与された功
	績は誠に顕著であります。

消防本部告示

綾部市消防本部告示第 1 号

綾部市火災予防条例(昭和37年綾部市条例第14号)第43条の2第1項 の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定する。

令和6年7月10日

綾部市消防長 塩 見 幸 作

1 催しの開催場所 綾部市川糸町、並松町及び西町

3 催しの開催期間 令和6年7月27日(土)10時から22時まで

※露店による火気使用は主に17時以降

教育委員会告示

綾部市教育委員会告示第9号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条の規定により、令和6年度第4回(7月)綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和6年7月24日

綾部市教育委員会 教育長 小 林 治

1 日 時 令和6年7月29日(月)13時30分から

2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局(教育長室)

教育委員会告示

綾部市教育委員会告示第10号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条の規定により、令和6年度第5回(8月臨時)綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和6年7月31日

綾部市教育委員会 教育長 小 林 治

- 1 日 時 令和6年8月9日(金)午後3時から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局 (教育長室)
- 3 付議事項
 - ・議第10号

令和7年度以降使用中学校用教科用図書の採択について